

# 令和2年財務監査（定期監査）等結果報告書

神奈川県監査委員



本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、令和2年に実施した財務監査（定期監査）及び行政監査の結果に関する報告である。財務監査（定期監査）及び行政監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて監査を実施した上記以外の出先機関及び本庁機関についても結果に関する報告を、同条第9項及び同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員梅沢裕之及び監査委員小野寺慎一郎を、監査事務局については監査委員村上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、これを議会及び知事並びに関係する委員会に提出するとともに公表する。

令和2年10月8日

神奈川県監査委員 村上英嗣

同 太田眞晴

同 吉川知恵子

同 梅沢裕之

同 小野寺慎一郎

## 目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
1	財務監査（定期監査）	1
2	行政監査	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査実施箇所数	1
第5	監査実施期間	2
第6	監査の実施内容	2
1	財務監査（定期監査）	2
2	行政監査	2
第7	監査の結果	3
1	監査結果の概要	3
(1)	本庁機関及び出先機関別内訳	3
(2)	局等別内訳	4
2	不適切事項	5
(1)	特記すべき事案	7
(2)	複数の機関で認められた事案	16
3	要改善事項	18
(1)	経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案	18
(2)	事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	21
4	箇所別の監査結果	22
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	22
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	55

## 第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

## 第2 監査の対象

### 1 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

## 第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

## 第4 監査実施箇所数

監査を実施した県機関は552か所で、その内訳は本庁機関202か所、出先機関350か所である。また、監査の実施方法別の内訳は、監査（甲）261か所、監査（乙）291か所（うち書面調査180か所）である。

なお、出先機関355か所のうち、令和2年5月8日までに結果を取りまとめた83か所については、監査の結果に関する報告を、令和2年7月10日に議会、知事等に提出するとともに、同年8月28日付けで公表（公報登載）しており、本報告書では「既報告」と表記している。

区 分	対象箇所	実 施 箇 所			
		監査（甲）	監査（乙）		計
				うち書面	
本 庁 機 関	か所 207	か所 185	か所 17	か所 0	か所 202
出 先 機 関	355	76	274	(180)	350
重点所属	19	14	4	(4)	18
大規模所属	23	8	15	(3)	23
中規模所属	65	29	32	(3)	61
小規模所属	15	6	9	(2)	15
業務定型的所属	233	19	214	(168)	233
計	562	261	291	(180)	552

(注) 1 監査（甲）は監査委員による実地調査、監査（乙）は書記（事務局職員）による実地調査又は書面調査（学校、警察署などの業務定型的所属及び小規模所属の一部）を実施している。

2 出先機関については、予算や人員の規模などにより区分し、原則として地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、衛生研究所などの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとに監査（甲）を実施することとしている。

## 第5 監査実施期間

令和2年1月14日から同年9月17日まで

出先機関： 令和2年1月14日から同年9月17日まで  
(職員調査は、令和元年12月2日から令和2年7月9日まで実施)

本庁機関： 令和2年7月20日から同年9月17日まで  
(職員調査は、令和2年5月13日から同年8月19日まで実施)

## 第6 監査の実施内容

### 1 財務監査（定期監査）

令和元年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- ア 予算執行の適否
- イ 収入の適否
- ウ 支出の適否
- エ 会計事務処理の適否
- オ 契約締結手続及び履行の適否
- カ 課税徴収事務の適否
- キ 工事執行の適否
- ク 補助金その他財政的援助の適否
- ケ 現金及び有価証券の出納保管の適否
- コ 財産の取得、管理及び処分の適否
- サ 庶務事務執行の適否
- シ その他必要と認める事項

### 2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- ア 事務事業執行の適否
- イ 組織及び執行体制の当否
- ウ その他必要と認める事項

## 第7 監査の結果

### 1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が165件認められ、その内訳は、不適切事項161件（うち既報告15件）、要改善事項4件である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

#### (1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した165件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

指摘事項区分	令和2年監査			令和元年監査			比較増減		
	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計
不適切事項	64	97	161	42	132	174	22	△35	△13
要改善事項	1	3	4	6	13	19	△5	△10	△15
計	65	100	165	48	145	193	17	△45	△28

## (2) 局等別内訳

指摘した165件の局等別の内訳は次のとおりである。

局 等	実 施 箇 所 数	指 摘 事 項 が 認 め ら れ た 箇 所		指 摘 事 項 内 訳			
		箇 所 数	件 数	不 適 切 事 項		要 改 善 事 項	
				箇 所 数	件 数	箇 所 数	件 数
政 策 局	20 (8)	8	13	8	13	0	0
総 務 局	27 (14)	7	8	7	8	0	0
くらし安全防災局	8 (3)	2	4	2	4	0	0
国際文化観光局	7 (2)	1	1	1	1	0	0
スポーツ局	6 (1)	0	0	0	0	0	0
環境農政局	28 (16)	6	7	6	7	0	0
福祉子どもみらい局	25 (13)	12	19	12	19	0	0
健康医療局	21 (13)	8	13	8	13	0	0
産業労働局	18 (11)	8	16	8	16	0	0
県土整備局	36 (14)	9	14	9	14	0	0
会 計 局	3 (0)	0	0	0	0	0	0
企 業 庁	28 (17)	9	17	9	16	1	1
議 会 局	4 (0)	0	0	0	0	0	0
教育委員会	199 (184)	37	47	34	44	3	3
各委員会等	9 (0)	1	1	1	1	0	0
公安委員会	113 (54)	5	5	5	5	0	0
計	552 (350)	113	165	110	161	4	4

(注) 1 実施箇所数の( )は、出先機関数で内数である。

2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを、スポーツ局には神奈川県立スポーツセンター(令和2年4月1日神奈川県立体育センターを改称)をそれぞれ含めている。

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない場合がある。



## 2 不適切事項

不適切事項は 161 件で、令和元年監査に比べて 13 件減少し、3年ぶりに減少している。

不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、契約の項目が 11 件増加し 46 件と最も件数が多くなったほか、前回最も件数が多かった財産の項目は 8 件減少したものの、2 番目に多い 35 件となっている。

(監査実施箇所数 令和2年：552 か所、令和元年：563 か所)

項 目	令 和 2 年 監 査		令 和 元 年 監 査		件 数 比 較 増 減	対前年 比 率
	件 数	構成率	件 数	構成率		
予 算 執 行	19	11.8	14	8.0	5	135.7
収 入	15	9.3	26	14.9	△11	57.7
支 出	23	14.3	27	15.5	△ 4	85.2
会 計 事 務 処 理	1	0.6	1	0.6	0	100.0
契 約	46	28.6	35	20.1	11	131.4
課 税 徴 収	1	0.6	0	0.0	1	皆増
工 事	10	6.2	13	7.5	△ 3	76.9
補 助 金	4	2.5	0	0.0	4	皆増
現 金 ・ 有 価 証 券	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財 産	35	21.7	43	24.7	△ 8	81.4
庶 務	3	1.9	12	6.9	△ 9	25.0
そ の 他	4	2.5	3	1.7	1	133.3
計	161	100.0	174	100.0	△13	92.5

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても 100 にならない場合がある。

不適切事項の内容としては、予算の執行科目を誤っていたもの、設計額の積算を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものが多数認められたほか、支払期限までに支払を行っていなかったもの、消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更が遅れていたもの、使用料等の調定が遅れていたものなど事務処理の遅れや未処理によるものも多数発生していた。

また、不適切事項として指摘したものの中には、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態が14件、神奈川県財務規則に基づく債権の管理を行っていなかった事態が3件見受けられたが、関係所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、歳入歳出決算書等の計数や財産に関する調書の記載内容に誤りが生ずる結果となる。そして、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態のうち12件については、関係所属において適切な処置を講じることができなかつたため、昨年度に引き続き、歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の金額に誤りが認められる結果となった。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足のほか、各所属における確認不足及び進行管理の不備など内部統制が十分機能していないことなどに起因するものと考えられることから、関係所属においては、研修・マニュアルの充実などにより、関係法令等に係る理解の向上を図るとともに、令和2年4月から内部統制制度が導入されたことを踏まえ、より効率的・効果的な内部統制体制の整備及び運用に努めるなど、適正な事務の執行のために、より一層努力する必要がある。特に、上記のように、予算の執行に当たり科目を誤っていたことにより、昨年度に引き続き、歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書の金額に誤りが認められる結果となったことから、全庁的に対応策を実施するリスクとして「予算の執行科目の誤り」を追加することを検討するなど、監査委員による指摘等も踏まえ、リスクの評価について必要な見直しを行っていくことが重要である。

## (1) 特記すべき事案

不適切事項 161 件のうち、特記すべきものが次のとおり 58 件ある。

### ア 金額的に特記すべき事案

#### (7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

##### a 支出

- 障がい者雇用啓発誌の作成に当たり、原稿の内容を誤って発注したため、当初予定していなかった訂正用シール印刷費 1 件、99,360 円を支払っていた。

(産業労働局神奈川県障害者雇用促進センター p38)

- 平成 30 年度に整備した公衆無線 LAN について、その導入に当たり情報セキュリティ対策の検討が不十分であったため再整備が必要となり、令和元年度にこれを廃止し、新たな公衆無線 LAN を整備した結果、当初から現在の公衆無線 LAN を整備した場合には生ずることのなかった当初の機器設置に係る工事代 25,920 円及び公衆無線 LAN 解約金 268,272 円を支出していた。

(教育委員会神奈川県立川崎図書館 p46)

- 私費（学年費）288 名分 288,000 円を誤って過大に徴収したため、その返還に当たり、本来支払う必要のない口座振込手数料 287 件、162,000 円を県費により支払っていた。

(教育委員会神奈川県立西湘高等学校 p50)

##### b 契約

- 国から委託を受けたがん教育総合支援事業（委託費 799,568 円、委託期間：令和元年 6 月 5 日から令和 2 年 2 月 28 日まで）の履行に当たり、DVD 作成業務を委託期間内に完了させていなかった。その結果、当該業務に係る経費 254,100 円が委託費の支払対象と認められず、本来、委託費で賄うこととしていた上記の経費を県費で負担していた。

(教育委員会指導部保健体育課 p45)

##### c 工事

- 平成 30 年度道路改良工事（ゼロ県債）その 2 の変更設計額の積算に当たり、法枠工のラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（110,880,000 円）が 506,000 円過大であった。その結果、変更後の契約額（99,751,966 円）が 455,400 円過大であった。

(県土整備局神奈川県西土木事務所小田原土木センター p40)

**d 財産**

- 支線2条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した平成31年3月に認識したところ、不当利得返還請求権に基づく使用料相当額の消滅時効が10年であるにもかかわらず、これを5年と誤認したため、昭和55年12月31日から平成26年3月31日までの使用料相当額52,280円について、当該債権が時効により消滅したものと誤認し徴収手続を行っていなかった。

(環境農政局神奈川県水産技術センター p28)

**(4) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの**

**a 工事**

- 平成30年度道路災害防除工事(県単)平成30年度道路補修工事(県単)令和元年度道路災害防除工事(県単)合併の変更設計額の積算に当たり、作業土工の土砂等運搬について、仮置きした土砂を現場に埋め戻すための運搬車両への積込み費用及び仮置場から現場までの運搬費用を計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額(114,114,800円)が121,000円過小であった。その結果、変更後の契約額(101,540,510円)が107,800円過小であった。

(県土整備局神奈川県厚木土木事務所東部センター p40)

**b その他**

- 講師謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、261,245円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税13,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。[既報告]

(産業労働局神奈川県立東部総合職業技術校 p38)

**(5) 上記(7)又は(4)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)**

**a 予算執行**

- 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項)貸付金元利収入(目)衛生貸付金元利収入(節)医薬費貸付金元利収入とすべきところ、(項)雑入(目)雑入(節)衛生費雑入で収入調定していた。

(健康医療局総務室 p33、保健医療部医療課 p33)

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 建物転貸借契約に基づく家賃等(支払額16,272,912円)の執行に当たり、敷金(10,942,400円)については「(節)貸付金」とすべきところ、家賃や管理料などと併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。

(産業労働局総務室 p36、産業部産業振興課 p36)

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円の執行に当たり、「(節)貸付金」とすべきところ、「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。

(産業労働局総務室 p36、労働部産業人材課 p37)

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

## b 収入

- デジタルサイネージに係る広告掲載料1件、1,632,960円について、調定が3月を超えて遅れていた。

(総務局財産経営部庁舎管理課 p25)

- 平成30年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付申請に当たり、児童相談所体制整備事業について、24時間・365日体制強化事業に係る経費全額(27,216,000円)を補助対象経費として申請することができたにもかかわらず、このうち「児童相談所全国共通ダイヤル(189)」に係る経費(13,608,000円)については、補助対象経費として申請しておらず、国庫補助金交付申請額が6,804,000円過小となっていた。これにより、同額の国庫補助金収入が得られないことになる。

(福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 p29)

- 職員から徴収する給食費の立替収入422件、2,149,831円について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき、毎月、納入義務者である職員ごとに調定し、収入すべきところ、庶務事務システムにより該当職員の給与から引き去り、所属の親睦会名義の銀行口座に保管するなどした後、所属の管理課長を納入義務者として数か月分をまとめるなどして調定し、収入していた。また、令和元年10月分から令和2年1月分までの調定額の算定が遅延し、同年3月までに確定しなかったため、その間、概算額により引き去るなどした結果、給食費の負担が適正なものとなっていなかった。

(福祉子どもみらい局神奈川県立おおいそ学園 p31)

## c 支出

- 総合建物管理業務委託契約(契約額17,245,440円)の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成31年4月分から令和元年10月分までの支出命令(支出額計9,980,854円)について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。[既報告]

(健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p34)

- 建物転貸借契約に基づく令和元年10月分から令和2年3月分までの家賃等6件、25,730,272円の支出命令に当たり、適法な請求書の要件を備えていない請求書を添付していた。

(産業労働局総務室 p36、産業部産業振興課 p36)

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 水道管布設工事現場管理等業務委託契約（契約額 190,609,200 円）に係る平成 31 年 4 月分の支払額 14,116,521 円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 8,300 円を支払っていた。

（企業庁財務部会計課 p41、水道部水道施設課 p42）

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 平成 31 年 3 月分の相模川水系ダム管理事務所管内電気通信及びダム水路施設巡回点検業務委託料 1,947,510 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 6,700 円を支払っていた。〔既報告〕

（企業庁神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所 p44）

- 教育施設等保全管理業務委託（高等学校）契約（契約額 777,792,033 円）の執行に係る令和元年 8 月分及び同年 9 月分（支出額計 322,630,020 円）の支出命令並びに、県立学校トイレ環境整備業務委託（県北地区）契約（契約額 511,438,680 円）の執行に係る同月分（支出額 75,753,000 円）の支出命令について、神奈川県財務規則の規定に反し、それぞれ経理担当課長決裁とすべきところ、副課長の専決として処理していた。

（教育委員会行政部財務課 p45）

(i) 財産管理に関する指摘でその規模が 100 万円以上のもの

- me-byo エクスプラザ内の備品 35 点、総額 102,554,641 円（うち重要物品 16 点、99,963,992 円）について、同プラザの企画・運営を委託した事業者は無償貸付けするに当たり、神奈川県財務規則で定められた部長の承認を得ていないなど事務処理が不適切であった。

（政策局自治振興部地域政策課 p23）

- 原子力防災資機材として横須賀市に配備する目的で購入したサーベイメータ 30 点、γ線及び中性子線用個人警報付電子線量計 100 点及び原子力災害対策車 1 点（購入価格計 31,027,700 円）について、神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っておらず、また、令和 2 年 3 月 25 日に横須賀市に配備した上記の原子力災害対策車について、県と横須賀市が締結している「神奈川県が横須賀市に配備する原子力防災資機材の管理運営に係る協定書」に定める管理台帳及び送付書を作成していなかった。

（くらし安全防災局総務危機管理室 p26）

- 地域医療医師修学資金貸付金 98 件、494,400,000 円及び産科等医師修学資金貸付金 53 件、333,782,400 円について、債権として取り扱っておらず、神奈川県財務規則の規定に反し、債権に関する調書を会計管理者に送付していなかった。

（健康医療局保健医療部医療課 p33）

- 建物転貸借契約に基づく敷金1件、10,942,400円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権の管理を行っていません。

(産業労働局産業部産業振興課 p36)

- 建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権の管理を行っていません。

(産業労働局労働部産業人材課 p37)

- 全日制授業料の収入未済43件、1,393,055円について、平成27年度から平成29年度にかけて時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていません。

(教育委員会神奈川県立川崎工科高等学校 p48)

**(f) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの**

- 神奈川県知事選挙投票用紙(一般用)ほかの印刷契約(1件、契約額34,788,031円)の締結に当たり、契約日を平成31年1月21日とすべきところ、平成30年1月21日としていた。

(政策局総務室 p22、自治振興部市町村課 p23)

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 平成31年度古都緑地維持管理工事(巡視業務委託)県単(その1)ほか3件(契約額計10,014,636円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月1日に行っていた。

(政策局神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p23)

- 神奈川県立子ども自立生活支援センター通学用バス運行業務委託契約ほか2件(長期継続契約、契約総額計94,021,060円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同月11日に行っていた。

(福祉子どもみらい局神奈川県立子ども自立生活支援センター p31)

- 庁舎総合管理業務委託契約(契約額11,772,000円)について、かながわ電子入札システムへの予定価格の入力を誤ったことにより入札が中止となったため、新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。

(福祉子どもみらい局神奈川県立総合療育相談センター p32)

- さがみ緑風園庁用自動車運行管理業務委託契約（契約額 13,055,148 円）について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。また、再度公告入札に付する際に定めた予定価格を 256,376 円超過した額により契約を締結していた。  
（福祉子どもみらい局神奈川県立さがみ緑風園 p32）
- 清掃業務委託契約について、落札金額（10,512,000 円）を万円止めした金額（10,510,000 円）を落札金額と誤認して当初契約並びに消費税及び地方消費税の税率変更に伴う変更契約を締結していた。  
（福祉子どもみらい局神奈川県立中井やまゆり園 p32）
- 総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）に係る平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。〔既報告〕  
（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p34）
- 機械警備業務委託契約（契約総額 575,871 円、契約期間：令和元年 5 月 17 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）について、業務の開始後に契約を締結していた。また、収容動物飼養・庁舎総合管理委託契約（契約額 14,742,000 円、契約期間：令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）について、契約の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である令和元年 7 月 26 日から遡及して同年 6 月 1 日から契約の効力が生じることとしていた。〔既報告〕  
（健康医療局神奈川県動物愛護センター p35）
- 平成 31 年度河川修繕工事（県単）133-2 除草委託ほか 4 件（契約額計 134,466,200 円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までにを行うべきところ、令和 2 年 3 月 25 日、同月 26 日及び同月 30 日に行っていた。  
（県土整備局神奈川県横浜川崎治水事務所 p41）
- 総合案内業務委託契約（契約額 25,929,640 円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までにを行うべきところ、同月 3 日に行っていた。  
（教育委員会神奈川県立生命の星・地球博物館 p47）



- 通送業務委託契約（長期継続契約、契約総額 63,032,112 円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までに行うべきところ、同年 11 月 8 日に行っていた。

（公安委員会総務部総務課 p54）

- 警察署用小型運転免許証作成機の賃貸借及び保守契約（契約額 20,078,846 円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年 10 月 1 日までに行うべきところ、同年 11 月 7 日に行っていた。

（公安委員会交通部運転免許本部運転免許課 p54）

- (h) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が 1,000 円以上のもの

- 該当なし。

#### イ 内容的に特記すべき事案

- (7) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

- a 同一箇所で異なる法律・規則違反が 3 件以上あったもの

- 該当なし。

- b 同一箇所で同一の法律・規則違反が 3 回以上行われたもの

- (a) 収入

- 職業訓練指導員免許証再交付手数料 19 件、38,000 円について、収入証紙により徴収するに当たり、収入証紙に関する条例施行規則に定める消印を行っていなかった。

（産業労働局労働部産業人材課 p37）

- (b) 支出

- 被爆者等健康診断委託料 9 件、345,491 円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 1 件、100 円を支払っていた。

（福祉子どもみらい局総務室 p29）

- 総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの支出命令（支出額計 9,980,854 円）について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。【既報告】 【再掲】

（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p34）

(c) 契約

- 総合建物管理業務委託契約（契約額 17,245,440 円）に係る平成 31 年 4 月分から令和元年 10 月分までの検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。【既報告】【再掲】

（健康医療局神奈川県立よこはま看護専門学校 p34）

(d) 財産

- 事務室設置等に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し、改定前の建物台帳価格を用いて計算したため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料 4 件、17,754 円が徴収不足であつた。

（政策局神奈川県県央地域県政総合センター p23）

- 行政財産の使用許可の手續を行わないまま電柱に防犯灯及び通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料 8 件、15,624 円が徴収不足であつた。

（くらし安全防災局神奈川県総合防災センター p27）

- 教育財産の目的外使用許可の手續を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料 12 件、29,736 円が徴収不足であつた。【既報告】

（教育委員会神奈川県立総合教育センター p47）

- 全日制授業料の収入未済 43 件、1,393,055 円について、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。【再掲】

（教育委員会神奈川県立川崎工科高等学校 p48）

- 教育財産の目的外使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間等を誤って教示していたものが 4 件あつた。

（教育委員会神奈川県立高浜高等学校 p49）

- 教育財産の目的外使用許可の手續を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料 10 件、24,780 円が徴収不足であつた。

（教育委員会神奈川県立相模向陽館高等学校 p51）

(e) 庶務

- 修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当 264 件、847,200 円の支給に当たり、学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に反し、特殊勤務手当実績整理簿を作成していなかった。

(教育委員会神奈川県立高津養護学校 p53)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

- 全日制授業料の収入未済 2 件、79,200 円について、平成30年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。

(教育委員会神奈川県立鶴見総合高等学校 p48)

- 全日制授業料の収入未済 43 件、1,393,055 円について、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていなかった。【再掲】

(教育委員会神奈川県立川崎工科高等学校 p48)

(f) 予算目的に著しく反しているもの

- 該当なし。

(g) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

- 自立支援医療受給者証に係る医療診断書発行手数料収入 6 件、10,020 円について、調定が 3 月を超えて遅れており、このうち 1 年以上経過していたものが 5 件、8,350 円あった。

(福祉子どもみらい局神奈川県立中井やまゆり園 p32)

- 10 年以上前に取得した照明灯 3 基 (台帳価格計 489,600 円) について、当初の登録を失念したことが判明したため、令和元年度に新規登録を行っており、工作物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。

(教育委員会神奈川県立生田東高等学校 p48)

b 県民の身体、生命、財産等に直ちに影響のあるもの

- 該当なし。

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

- 該当なし。

d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの

- 該当なし。

## (2) 複数の機関で認められた事案

上記とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(上記(1)で示した事案も含む。)

### ア 予算執行

- 予算の執行に当たり、科目を誤っていたものがあつた。(12か所)  
この不適切な取扱いは、予算の執行における科目についての理解や確認が不十分であつたことなどによるものである。

### イ 収入

- 使用料等の調定に当たり、3月を超えて遅れていたものがあつた。(9か所)  
この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、債権発生後に速やかに調定を行うという認識や進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

### ウ 支出

- 公共料金等の支払に当たり、支払期限までに支払を行っていなかったものがあつた。(14か所)  
この不適切な取扱いは、所要の手続を失念していたこと、会計管理システムにおける決裁完了の確認や進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

### エ 契約

- 消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更に当たり、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に反して令和元年10月1日までに契約を締結していなかったものがあつた。(12か所)  
この不適切な取扱いは、契約相手方への変更契約書の送付が遅れていたこと、当該通知への基本的な理解が不十分であつたことなどによるものである。
- 履行確認に当たり、検査調書の作成に代えた支出負担行為に係る伺いに検査印の押印をしていなかったものなどがあつた。(5か所)  
この不適切な取扱いは、履行確認に係る規定等についての基本的な理解や複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。
- 長期継続契約の締結に当たり、長期継続契約であることから、総務局財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約により契約者を決定していたものがあつた。(3か所)  
この不適切な取扱いは、長期継続契約に係る規定等の理解が不十分であつたことなどによるものである。

## オ 工事

- 工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、所要の費用を計上しないまま積算していたことなどにより、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小となっていたものがあつた。（8か所）

この不適切な取扱いは、積算基準の理解や検算者の確認が不十分であつたことなどによるものである。

## カ 財産

- 行政財産の使用許可又は教育財産の目的外使用許可の手續を行わずに、電柱等が設置されているものあつた。（7か所）このことにより使用料を徴収していなかつたものがあつた。（5か所）

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であつたことなどによるものである。

- 物品の出納に当たり、神奈川県財務規則の規定に反して物品の出納に係る手續を行っていなかつたものがあつた。（5か所）

この不適切な取扱いは、所要の手續を失念していたことなどによるものである。

- 行政財産の使用許可、教育財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付けの手續を行わずに、電柱等が設置されていたものに係る不当利得返還請求権に基づく使用許可等前の期間に係る使用料等相当額の請求に当たり、事業者の消滅時効援用により請求額の一部が徴収できなかつたものがあつた。（4か所）

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であつたことなどによるものである。

- 債権管理表を作成していないなど、神奈川県財務規則の規定に基づく債権の管理等を行っていなかつたものがあつた。（3か所）

この不適切な取扱いは、債権の管理に係る規定等の理解が不十分であつたことなどによるものである。

### 3 要改善事項

要改善事項の4件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

#### (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案

##### ア 厚木水道営業所伊勢原分館の機械警備業務委託に関する件

(企業庁神奈川県企業庁厚木水道営業所)

厚木水道営業所伊勢原分館（以下「分館」という。）の機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

分館は、厚木水道営業所（以下「営業所」という。）が管理する行政資産であり、営業所が保有する貯蔵品、保存文書等の保管場所や寒川浄水場の分室として使用するほか、その一部について、平成21年度から伊勢原市及び伊勢原市管工事協同組合（以下「貸付先」という。）に有償で貸し付けており、現在の貸付期間は平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2年間となっている。

営業所は、時間外、休日等における分館の警備について機械警備により行っており、当該業務を外部事業者へ委託して実施しているが、機械警備業務については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の規定により、長期継続契約を締結することができる業務とされているにもかかわらず、単年度契約（契約額368,064円）を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

上記のように単年度契約を締結していることについて、営業所は、老朽化により分館の維持が困難になりつつあるため、企業庁として分館の早期処分に向けて取り組んでおり、現状では、処分の前提となる貸付先の移転などの見通しが立っていない中で、貸付先との賃貸借契約については、貸付けが長期化しないよう契約期間を2年間としているところであるが、機械警備業務委託に係る長期継続契約において通例とされる5年間の契約期間により契約を締結することとした場合、賃貸借契約の契約期間を超えることとなり、貸付先からは分館を長期的に保有する意向があると受け取られかねず、貸付先の移転などに支障をきたすおそれがあることによるものであるとしている。

しかしながら、機械警備業務委託に係る長期継続契約の契約期間については、使用する設備等の耐用年数が上限とされていることから、貸付先との賃貸借契約の期間を超えない範囲で契約期間を設定し、長期継続契約を締結することなども可能となる。そして、長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。また、機械警備業務委託契約については、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められていることから、契約期間が通例とされる5年を下回るものであっても一定の経費削減効果が期待されることである。

したがって、分館の機械警備業務委託契約について、契約の競争性及び透明性の確保並びに業務効率及び経済性の向上に資するため、現在の貸付期間終了後の貸付先との賃貸借契約の状況等も踏まえ適切な契約期間を設定した上で、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

## イ 文化遺産課収蔵センターの機械警備業務委託に関する件

(教育委員会生涯学習部文化遺産課、神奈川県立歴史博物館)

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

文化遺産課収蔵センター（以下「収蔵センター」という。）の機械警備業務委託契約について、収蔵センターを管理する教育局生涯学習部文化遺産課（以下「文化遺産課」という。）は、旧神奈川県立野庭高等学校（以下「旧野庭高校」という。）の校舎部分を警備対象として長期継続契約を締結しており、競争入札により受注者を決定している一方で、文化遺産課から使用承認を受けて体育館の一部を使用している神奈川県立歴史博物館（以下「博物館」という。）は、旧野庭高校の体育館部分を警備対象として単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

文化遺産課は、旧野庭高校の校舎（北棟、中央棟、南棟）及び体育館について、平成15年4月から収蔵センターとして活用しており、主に発掘調査等による出土品等の保管のために使用している。そして、校舎及び体育館の空いているスペースについては、文化遺産課で使用する見込みがない間は、県その他機関等に対して使用承認等を行うことにより使用させており、体育館の一部については、博物館が使用承認を受けて野庭収蔵庫として使用している。

収蔵センターの警備について、文化遺産課は、自らが主に使用している旧野庭高校の校舎部分を警備対象として、博物館は、使用承認を受けている体育館部分を対象として、それぞれ機械警備により行っている。そして、機械警備業務委託契約について、文化遺産課は、埋蔵文化財センターの機械警備と合わせて長期継続契約（契約総額1,293,108円、契約期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）を締結しており、競争入札により受注者を決定している一方で、博物館は、使用の根拠となる使用承認の期間が1年間であるとして、単年度契約（契約額457,800円）を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから一者随意契約を行っていた。

しかしながら、上記のように文化遺産課と博物館がそれぞれ別個に機械警備業務を委託する合理的な理由は認められないことから、収蔵センターを管理する文化遺産課が、博物館と協議の上、体育館部分も警備対象に含めて機械警備業務を委託することとすれば、博物館に対する使用承認の期間にかかわらず、体育館部分の機械警備業務も含めて一括して長期継続契約を締結することが可能になる。そして、機械警備業務委託契約については、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められている。また、長期継続契約に移行し競争入札とすることにより、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。さらに、本件の場合には、2つの所属が別個に締結している委託業務を一括して実施することにより調

達規模が拡大し、更なる経費削減効果等も期待される場所である。

したがって、文化遺産課において、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、博物館と協議の上、体育館部分の機械警備業務も含めて一括して長期継続契約を締結し、競争入札により受注者を決定するよう改善する必要がある。

## ウ 特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成遅延に関する件

(教育委員会神奈川県立金沢文庫)

神奈川県立金沢文庫（以下「金沢文庫」という。）において、特別展の開催に合わせて発行する予定であった図録の作成が遅れたため、特別展の開始日に間に合わず、休館日を除く冒頭15日間にわたり観覧者に図録を提供できない状況であった。

金沢文庫では、展示内容をより深く理解しようとする観覧者の利便を図るため、特別展や企画展の開催に合わせて図録を作成し、展示解説書として販売している。

令和元年9月21日から同年11月17日までに休館日を除き47日間開催した「聖徳太子信仰—鎌倉仏教の基層と尾道浄土寺の名宝」は、真言律の一大拠点であった尾道・浄土寺に伝来した彫刻や古文書を中心として、金沢文庫が管理する国宝「称名寺聖教・金沢文庫文書」とともに、聖徳太子信仰にまつわる文献や美術資料を集めて紹介した特別展であり、観覧者数は7,021人に上った。

しかしながら、上記特別展の開催に合わせて発行する予定であった図録については、確定原稿が期日までに完成しなかったことから、特別展の開始日に間に合わず、同年10月9日から販売することとなったため、休館日を除く冒頭15日間にわたり観覧者に図録を提供できない状況であった。また、金沢文庫では、このような状況を踏まえて、図録の販売前に来館した観覧者等でその購入を希望する者に対しては予約販売を行うこととし、後日、図録を送付する際の送料（74冊分27,380円）については県費で負担していた。

上記のように図録の販売が遅れたことにより、販売前に来館した観覧者に対して、適時に図録の提供を行うことができなくなるため、観覧者への資料として作成した図録の目的が十分に達成されず、また、県への収入機会が減ることにもなりかねないことになる。さらに、観覧者等に直接販売することができず、予約販売を行うこととした結果、本来負担する必要のない送料を県費で負担することにもなっている。

今回、図録の作成が遅れたのは、前記の特別展において、展示品の中に初公開のものが多かったことから、図録に掲載する図版を用意するのに想定以上に時間を要することとなり、また、このことが図録の原稿の執筆にも影響を及ぼすことになったことによるものであるが、金沢文庫においても、図録の作成に係る進行管理や担当学芸員に対する支援の体制が十分でなかったと認められる。

したがって、今後も、特別展等の企画内容によっては、今回と同様な事態が発生することも想定されることから、観覧者に対して特別展等の開催に合わせて適時に図録の提供を行うことができるようにするため、図録の作成に係る進行管理を的確に行うとともに、必要に応じて、担当学芸員に対して適切な支援を行う体制を整備するよう改善する必要がある。



- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
- 該当なし。

#### 4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は113か所であり、また、認められなかった箇所は439か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

##### (1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

###### ア 政策局（8か所、13件）

###### (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和2年8月27日（令和2年7月9日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 神奈川県知事選挙投票用紙（一般用）ほかの印刷契約（1件、契約額34,788,031円）の締結に当たり、契約日を平成31年1月21日とすべきところ、平成30年1月21日としていた。</p> <p>[特記前出]</p> <p>2 マルチペイメントサービス提供等業務委託契約（概算総価額244,008円）について、契約期間の開始日が平成31年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、令和元年6月18日に締結していた。</p>
政策部情報公開広聴課	令和2年8月27日（令和2年7月21日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 図書管理システム機器一式の賃貸借契約（長期継続契約、契約総額3,509,376円）について、納品時の検査が行われていなかった。</p> <p>(2) ファクシミリ1台の賃貸借契約（長期継続契約、契約総額461,160円）について、納品時の検査に当たり、支出負担行為に係る伺いに検査補助員の履行確認日の記載及び記名押印をしていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、賃貸借契約により借り入れた図書管理システム機器一式（長期継続契約、契約総額3,509,376</p>

		円) について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続を行っていなかった。
自治振興部市町村課	令和2年8月27日(令和2年7月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県知事選挙投票用紙(一般用)ほかの印刷契約(1件、契約額34,788,031円)の締結に当たり、契約日を平成31年1月21日とすべきところ、平成30年1月21日としていた。[特記前出]
自治振興部地域政策課	令和2年8月27日(令和2年7月14日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、me-byoエクسプラザ内の備品35点、総額102,554,641円(うち重要物品16点、99,963,992円)について、同プラザの企画・運営を委託した事業者に無償貸付けするに当たり、神奈川県財務規則で定められた部長の承認を得ていないなど事務処理が不適切であった。[特記前出]

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	令和2年4月22日(令和2年2月25日から同月28日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、平成31年度古都緑地維持管理工事(巡視業務委託)県単(その1)ほか3件(契約額計10,014,636円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月1日に行っていた。[特記前出] 2 工事事務において、令和元年度小網代の森施設整備工事県単(その1)の設計額の積算に当たり、アスファルト系舗装工について、当初設計に引き続き、変更設計においても誤った歩掛を適用して積算していたため、変更後の設計額(12,463,000円)が22,000円過小であった。
神奈川県県央地域県政総合センター	令和2年4月24日(令和2年3月2日か	(不適切事項) 財産管理事務において、事務室設置等に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財

	ら同月5日まで職員調査)	産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の規定に反し、改定前の建物台帳価格を用いて計算したため、使用料の算定を誤って許可しているものがあつた。これにより使用料4件、17,754円が徴収不足であつた。[特記前出]
神奈川県湘南地域県政総合センター	令和2年4月27日(令和2年3月5日、同月6日、同月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、農業水利施設予防保全事業(公共)寒川南部地区測量業務委託契約(契約額955,800円)について、神奈川県財務規則運用通知の規定に反し、前金払をしようとする工事等の請書に必要な前金払をしようとする率又は金額を記載させていなかった。 2 財産管理事務において、県有土地改良財産(相模川右岸幹線用水路)敷地に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに電柱等を設置していることを使用開始から10年以上経過した平成30年6月に認識したため、使用許可前の期間に係る使用料相当額791,138円について、令和元年5月に不当利得返還請求権に基づく請求を行い、このうち263,411円を徴収していたが、残額の527,727円については、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県県西地域県政総合センター	令和2年4月28日(令和2年3月10日から同月13日まで職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育受講料2件、23,000円の履行確認に当たり、支出負担行為に係る伺いに検査印の押印をしていないものがあつた。

イ 総務局(7か所、8件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
組織人材部文書課	令和2年8月28日(令和2年7月10日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、カラー複写機用キーカード購入代1件、6,600円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行伺票兼支出命令票により執行していた。

財産経営部財産経営課	令和2年8月28日（令和2年7月17日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 1 元栄警察署幹部公舎ほかアスベスト調査（スクリーニング調査及び定性分析調査）業務委託契約1件、（一部単価契約、支出額682,560円）について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。 2 追録代（支出額119,193円）について、支出負担行為額に不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、納品後に支出負担行為額を増額していた。
財産経営部庁舎管理課	令和2年8月28日（令和2年7月20日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、デジタルサイネージに係る広告掲載料1件、1,632,960円について、調定が3月を超えて遅れていた。 [特記前出]

(イ) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県神奈川県税事務所	令和2年2月4日（令和元年12月12日職員調査）	（不適切事項） 税務事務において、個人事業税の課税に当たり、事業主控除について事業を行った期間が1年であることから2,900,000円を控除すべきところ、事業を行った期間を10月であると誤認し月割額により2,417,000円を控除したため、課税標準額の算定を誤っているものがあつた。これにより、1件、24,100円を過大に徴収していた。
神奈川県川崎県税事務所 [既報告]	令和2年2月6日（令和元年12月17日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、LAN配線工事契約（契約額2,149,200円）の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、これを契約書に記載していなかった。
神奈川県相模原県税事務所	令和2年6月23日（令和2年3月24日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した電動アシスト自転車（税込価格137,220円）について、神奈川県財務規則

		に定める物品の出納に係る手続を行って いなかった。
神奈川県自動車税 管理事務所	令和2年7月 9日（令和2 年4月16日職 員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、電柱への通信線 の共架に係る行政財産の使用許可1件につ いて、事業者が許可申請せずに設置してい ることを設置から10年以上経過した平成31 年3月に認識したため、不当利得返還請求 権に基づく使用許可前の期間に係る使用料 相当額として請求した39,300円のうち 21,093円について、事業者の消滅時効援用 により徴収できなかった。

ウ くらし安全防災局（2か所、4件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務危機管理室	令和2年8月 27日（令和2 年7月14日及 び同月15日職 員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、次のとおり誤りが あった。 (1) 令和元年10月分の震度情報ネット ワークシステム光回線使用料（9,020 円）について、支払期限までに支払を 行っていなかった。その結果、遅延利 息1件、78円を支払っていた。 (2) 令和2年3月分の横須賀オフサイト センター広報カメラシステム専用回線 利用料（42,900円）の支払に当たり、 口座振替指定日までの支出手続を行っ ていなかった。これにより、前渡金受 領職員公共料金口座の残高不足が生じ たため、同月分の神奈川県統合原子力 防災ネットワークシステム用VPNサ ービス料金（591,800円）の口座振替 が行われず、支払期限より後に支払わ れることになった。 2 物品管理事務において、原子力防災資 機材として横須賀市に配備する目的で購 入したサーベイメータ30点、γ線及び 中性子線用個人警報付電子線量計100点 及び原子力災害対策車1点（購入価格計 31,027,700円）について、神奈川県財務 規則に定める物品の出納及び管理に係る

		<p>手続を行っておらず、また、令和2年3月25日に横須賀市に配備した上記の原子力災害対策車について、県と横須賀市が締結している「神奈川県が横須賀市に配備する原子力防災資機材の管理運営に係る協定書」に定める管理台帳及び送付書を作成していなかった。[特記前出]</p>
--	--	---

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県総合防災センター	令和2年3月18日（令和2年3月17日及び同月18日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯及び通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料8件、15,624円が徴収不足であつた。[特記前出]</p>

エ 国際文化観光局（1か所、1件）

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
文化課	令和2年8月18日（令和2年7月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、県庁本庁舎アートイベント企画制作運営等業務委託契約（契約額4,600,000円、契約期間：令和元年10月2日から同年12月20日まで）の履行確認に当たり、契約期限内に業務委託仕様書に定められた業務報告書等を受領できず業務履行が遅延しており、契約上の履行遅滞に伴う違約金を徴収する場合に該当するにもかかわらず違約金24,772円を徴収していなかった。</p>

オ 環境農政局（6か所、7件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和2年8月20日（令和2年6月29日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、120,960円について、（款）財産収入（項）財産売払収入（目）生産物売払収入とすべきところ、</p>

		(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入で収入していた。
農政部農業振興課	令和2年8月20日及び同年9月17日(令和2年6月30日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、120,960円について、(款) 財産収入 (項) 財産売払収入 (目) 生産物売払収入とすべきところ、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入で収入していた。 2 補助金交付事務において、令和元年度に交付した農業制度資金利子補給費92件、3,158,036円について、補助金の交付等に関する規則に基づき補助事業者等から実績報告書を提出させるべきところ、これを提出させていなかった。
農政部水産課	令和2年8月20日(令和2年7月2日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、前金払をした漁業就業セミナーに係る会場使用料1件、37,746円について、支出負担行為に係る伺いに履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県自然環境保全センター [既報告]	令和2年3月10日(令和2年1月30日及び同月31日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、埼玉県長瀨射撃場ライフル射撃場の利用料(11月分)11,490円の執行に当たり、保険料(300円)については「(節) 役務費」とすべきところ、使用料と併せて全額を「(節) 使用料及び賃借料」で執行していた。
神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所	令和2年7月2日(令和2年4月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料1件、10,020円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県水産技術センター	令和2年9月17日(令和2年5月20日及び同月21日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、支線2条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した平成31年3月に認識したところ、不当利得返還請求権に基づく使用料相当額の消滅時効が10年であるにもかかわらず



		わらず、これを5年と誤認したため、昭和55年12月31日から平成26年3月31日までの使用料相当額52,280円について、当該債権が時効により消滅したものと誤認し徴収手続を行っていなかった。[特記前出]
--	--	---

カ 福祉子どもみらい局 (12か所、19件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和2年8月26日 (令和2年7月1日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、被爆者等健康診断委託料9件、345,491円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。[特記前出] 2 契約事務において、カラー複合機賃貸借契約 (契約額17,004円) について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月1日に行っていた。
子どもみらい部次世代育成課	令和2年9月14日 (令和2年8月6日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、令和元年度子ども・子育て支援交付金及び令和元年度子どものための教育・保育給付費補助金の交付決定及び追加交付決定に当たり、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合に申請の取下げのできる期間を誤って教示していたものが計82件あった。
子どもみらい部子ども家庭課	令和2年9月15日 (令和2年8月7日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、平成30年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の交付申請に当たり、児童相談所体制整備事業について、24時間・365日体制強化事業に係る経費全額 (27,216,000円) を補助対象経費として申請することができたにもかかわらず、このうち「児童相談所全国共通ダイヤル (189)」に係る経費 (13,608,000円) については、補助対象経費として申請しておらず、国庫補助金交付申請額が6,804,000円過小となっていた。

		これにより、同額の国庫補助金収入が得られないことになる。[特記前出]
福祉部障害サービス課	令和2年9月15日（令和2年8月18日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 補助金交付事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和元年度民間障害福祉施設整備借入償還金補助金の交付決定に当たり、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合に申請の取下げのできる期間を誤って教示していたものが計53件あった。</p> <p>(2) 令和元年度障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）の交付決定に当たり、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合に申請の取下げのできる期間を教示していないものが計259件あった。</p> <p>2 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る普通財産の貸付け（2台、2.49㎡）に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として貸付けが認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。</p>
福祉部生活援護課	令和2年9月14日（令和2年8月17日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま募金箱（奥行59cm、幅107cm、高さ70cm）が設置されているものがあった。</p>

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県厚木児童相談所 [既報告]	令和2年4月2日（令和元年12月20日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、別館庁舎機械警備委託契約（契約総額301,320円、契約期間：令和元年8月29日から令和4年3月31日ま</p>

		で)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和2年2月14日及び同年9月7日(令和元年12月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県立子ども自立生活支援センター通学用バス運行業務委託契約ほか2件(長期継続契約、契約総額計94,021,060円)について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までにを行うべきところ、同月11日に行っていた。[特記前出]
神奈川県立おおいそ学園	令和2年9月17日(令和2年5月22日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、次のとおり誤りがあった。 1 職員から徴収する給食費の立替収入422件、2,149,831円について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき、毎月、納入義務者である職員ごとに調定し、収入すべきところ、庶務事務システムにより該当職員の給与から引き去り、所属の親睦会名義の銀行口座に保管するなどした後、所属の管理課長を納入義務者として数か月分をまとめるなどして調定し、収入していた。また、令和元年10月分から令和2年1月分までの調定額の算定が遅延し、同年3月までに確定しなかったため、その間、概算額により引き去るなどした結果、給食費の負担が適正なものとなっていなかった。[特記前出] 2 生産物売払収入6件、18,076円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立青少年センター	令和2年9月7日(令和2年5月26日及び同月27日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、AED収納ボックスの購入代1件、131,450円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、清掃業務委託契約

		(契約額9,766,400円)に係る令和元年9月分及び令和2年3月分(支払額計1,754,900円)の履行確認に当たり、窓ガラス清掃について、同契約に基づき定期清掃完了報告書により実施した旨の報告が必要なところ、報告がないにもかかわらず履行済みとして検査を完了し、代金を支払っていた。
神奈川県立総合療育相談センター	令和2年2月28日(令和2年2月26日から同月28日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、庁舎総合管理業務委託契約(契約額11,772,000円)について、かながわ電子入札システムへの予定価格の入力を誤ったことにより入札が中止となったため、新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。[特記前出] 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の更新手続を行わないまま放送柱1基が設置されているものがあった。
神奈川県立さがみ緑風園	令和2年3月9日及び同年9月14日(令和2年2月3日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、さがみ緑風園庁用自動車運行管理業務委託契約(契約額13,055,148円)について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。また、再度公告入札に付する際に定めた予定価格を256,376円超過した額により契約を締結していた。[特記前出]
神奈川県立中井やまゆり園	令和2年9月4日(令和2年1月27日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、自立支援医療受給者証に係る医療診断書発行手数料収入6件、10,020円について、調定が3月を超えて遅れており、このうち1年以上経過していたものが5件、8,350円あった。[特記前出] 2 契約事務において、清掃業務委託契約について、落札金額(10,512,000円)を万円止めした金額(10,510,000円)を落札金額と誤認して当初契約並びに消費税

		及び地方消費税の税率変更に伴う変更契約を締結していた。[特記前出]
--	--	-----------------------------------

キ 健康医療局（8か所、13件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和2年8月25日（令和2年7月17日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、（項）貸付金元利収入（目）衛生貸付金元利収入（節）医薬費貸付金元利収入とすべきところ、（項）雑入（目）雑入（節）衛生費雑入で収入調定していた。[特記前出]
保健医療部医療課	令和2年8月25日（令和2年7月13日及び同月14日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、（項）貸付金元利収入（目）衛生貸付金元利収入（節）医薬費貸付金元利収入とすべきところ、（項）雑入（目）雑入（節）衛生費雑入で収入調定していた。[特記前出] 2 契約事務において、＜加除式＞病院・医院のための医療法Q&Aの追録の購入契約（契約額20,541円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の年月日の記載及び検査印の押印をしていないものがあった。 3 財産管理事務において、地域医療医師修学資金貸付金98件、494,400,000円及び産科等医師修学資金貸付金53件、333,782,400円について、債権として取り扱っておらず、神奈川県財務規則の規定に反し、債権に関する調書を会計管理者に送付していなかった。[特記前出]
保健医療部健康増進課	令和2年8月25日（令和2年7月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、プロスポーツチームを活用した認知症未病改善推進委託契約

	員調査)	(契約額5,814,820円)、「未病サポーター交流会」実施業務委託(契約額151,012円)及び先天性代謝異常等検査委託契約(単価契約、支出額60,335,000円)について、受注者に個人情報を取扱っているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。また、「未病サポーター交流会」実施業務委託においては、契約で定められた個人情報取扱責任者及び業務に従事する者の届出もさせていなかった。
生活衛生部薬務課	令和2年8月25日(令和2年7月10日職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、危険ドラッグ等の試買のために購入したプリペイド専用携帯電話用のプリペイドカード6,000円について、期限までにカード番号の追加登録を行わなかったため、プリペイドサービス契約が解約され、既に新規契約の受付も終了していたことから、使用が見込めなくなり、未使用のまま不用決定していた。また、この処分に当たり、物品処分調書を作成していなかった。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立よこはま看護専門学校 [既報告]	令和2年4月23日(令和元年12月10日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、総合建物管理業務委託契約(契約額17,245,440円)の執行に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、平成31年4月分から令和元年10月分までの支出命令(支出額計9,980,854円)について、校長決裁とすべきところ、次長の専決として処理していた。[特記前出] 2 契約事務において、総合建物管理業務委託契約(契約額17,245,440円)に係る平成31年4月分から令和元年10月分までの検査調書について、神奈川県財務規則の規定に反し、校長に報告すべきところ、次長に報告していた。[特記前出]

神奈川県立平塚看護 大学校	令和2年5月 15日（令和2 年2月10日職 員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、卒業証明書交付手 数料として領収した現金1件、400円に ついて、神奈川県財務規則に定める納付 期限内に指定金融機関等に納付していな かった。 2 契約事務において、平成31年度（令和 元年度）玄関マットの賃貸借契約（契約 額43,164円）の第2四半期分及び第3四 半期分の履行確認に当たり、請書で定め られた賃貸借期間終了前に履行済みとし て履行確認を行い、代金を支払っていた。
神奈川県精神保健福 祉センター	令和2年3月 17日（令和2 年3月16日及 び同月17日職 員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、行政財産の使用許 可に伴う光熱水費等の立替収入5件、 78,877円について、調定が3月を超えて 遅れていた。 2 物品管理事務において、令和元年7月 1日に購入し、同日、業務の用に供した レターパックライト20枚、7,200円につ いて、印紙類出納簿へ受払いを記載して いなかった。
神奈川県動物愛護セ ンター [既報告]	令和2年1月 31日（令和元 年12月9日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、機械警備業務委託契 約（契約総額575,871円、契約期間：令和 元年5月17日から令和6年3月31日まで） について、業務の開始後に契約を締結して いた。また、収容動物飼養・庁舎総合管理 委託契約（契約額14,742,000円、契約期 間：令和元年6月1日から令和2年3月31 日まで）について、契約の締結に当たり、 会計局長通知による契約書作成日の特例に 該当しないにもかかわらず、契約締結日 である令和元年7月26日から遡及して同年6 月1日から契約の効力が生じることとして いた。[特記前出]

## ク 産業労働局（8か所、16件）

### (7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
---------	-------	--------------

総務室	令和2年8月5日（令和2年6月11日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 建物転貸借契約に基づく家賃等（支払額16,272,912円）の執行に当たり、敷金（10,942,400円）については「（節）貸付金」とすべきところ、家賃や管理料などと併せて全額を「（節）使用料及び賃借料」で執行していた。[特記前出]</p> <p>(2) 建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円の執行に当たり、「（節）貸付金」とすべきところ、「（節）使用料及び賃借料」で執行していた。[特記前出]</p> <p>(3) 不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額2件、105,314円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）労働費雑入とすべきところ、（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入（節）土地建物等貸付収入で収入していた。</p> <p>2 支出事務において、建物転貸借契約に基づく令和元年10月分から令和2年3月分までの家賃等6件、25,730,272円の支出命令に当たり、適法な請求書の要件を備えていない請求書を添付していた。[特記前出]</p>
産業部産業振興課	令和2年8月5日（令和2年6月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、建物転貸借契約に基づく家賃等（支払額16,272,912円）の執行に当たり、敷金（10,942,400円）については「（節）貸付金」とすべきところ、家賃や管理料などと併せて全額を「（節）使用料及び賃借料」で執行していた。[特記前出]</p> <p>2 支出事務において、建物転貸借契約に基づく令和元年10月分から令和2年3月分までの家賃等6件、25,730,272円の支出命令に当たり、適法な請求書の要件を備えていない請求書を添付していた。[特記前出]</p>



		3 財産管理事務において、建物転貸借契約に基づく敷金1件、10,942,400円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権の管理を行っていなかった。[特記前出]
産業部エネルギー課	令和2年8月5日（令和2年6月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和元年度スマートエネルギー関連製品等開発促進セミナー等業務委託契約（契約額495,000円）について、受注者に個人情報を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。
労働部雇用労政課	令和2年8月5日（令和2年6月19日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額2件、105,314円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）労働費雑入とすべきところ、（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入（節）土地建物等貸付収入で収入していた。 2 財産管理事務において、共架柱3本及び支線1本に係る普通財産の貸付けについて、事業者が貸付申請せずに設置していることを設置時から10年以上経過した平成31年2月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく貸付前の期間に係る貸付料相当額74,464円のうち12,133円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
労働部産業人材課	令和2年8月5日（令和2年6月22日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、建物賃貸借契約に基づく敷金1件、9,000,000円の執行に当たり、「（節）貸付金」とすべきところ、「（節）使用料及び賃借料」で執行していた。[特記前出] 2 収入事務において、職業訓練指導員免許証再交付手数料19件、38,000円について、収入証紙により徴収するに当たり、収入証紙に関する条例施行規則に定める消印を行っていなかった。[特記前出] 3 財産管理事務において、建物賃貸借契

		約に基づく敷金1件、9,000,000円について、神奈川県財務規則の規定に反し、債権管理表を作成しておらず、債権の管理を行っていなかった。[特記前出]
--	--	---

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県障害者雇用促進センター	令和2年6月9日（令和2年3月19日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、障がい者雇用啓発誌の作成に当たり、原稿の内容を誤って発注したため、当初予定していなかった訂正用シール印刷費1件、99,360円を支払っていた。[特記前出]
神奈川県立東部総合職業技術校 [既報告]	令和2年2月10日（令和元年12月3日及び同月4日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、講師謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、261,245円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税13,000円の賦課決定を受けて同額を納付していた。[特記前出]
神奈川県立西部総合職業技術校	令和2年5月19日（令和2年1月8日及び同月9日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、平成31年4月1日に入校料として領収した現金1件、5,650円について、令和元年度の収入として処理すべきところ、会計年度を誤り、平成30年度の収入として処理していた。

ケ 県土整備局（9か所、14件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和2年8月3日（令和2年6月8日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、秋季関東甲信ブロック土木部長等会議に係る会場使用料1件、18,000円の支払に当たり、あらかじめ支出負担行為の決裁を受けるべきところ、執行伺票兼支出命令票により執行していた。 2 支出事務において、秋季関東甲信ブロック土木部長等会議に係る会場使用料1件、18,000円の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなか

		った。
事業管理部県土整備 経理課	令和2年8月 3日（令和2 年6月12日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、秋季関東甲信ブロッ ク土木部長等会議に係る会場使用料1件、 18,000円の支払に当たり、政府契約の支払 遅延防止等に関する法律で定められている 期限までに支払を行っていなかった。
河川下水道部砂防海 岸課	令和2年8月 3日（令和2 年6月10日職 員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、週休日に土砂災害警 戒配備用務に従事し、週休日の振替を行わ なかった職員1名に対して、時間外勤務手 当1件、27,626円を支給していなかった。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県平塚土木事 務所	令和2年2月 4日及び同年 5月22日（令 和元年12月19 日、同月20日 及び同月23日 職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、大磯御船祭に 係る大磯港陸上施設の使用許可に当た り、主催者からの申請に基づき許可すべ きところ、主催者には当たらない大磯町 からの申請に基づき許可していた。 2 大磯港の施設についてポリ塩化ビフェ ニル（以下「PCB」という。）の含有 調査を委託契約（契約額220,000円）に より実施したところ、蛍光灯の安定器1 点にPCBが含まれていることが判明し ていたにもかかわらず、大磯港の施設の 改修に伴い当該安定器を撤去する際に、 施工業者に対してこのことを伝えていな かったため、廃棄物の処理及び清掃に関 する法律に反し、当該業者が通常の廃棄 物として処分しており、PCBの適正な 処分に資するために実施した当該契約の 目的が達成されていなかった。
神奈川県藤沢土木事 務所	令和2年2月 7日（令和元 年12月9日か ら同月11日ま で職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、平成30年度河川改修 工事公共（その19）県単（その30）の変 更設計額の積算に当たり、施工中に確認さ れた湧水による施工への影響を調査するた め追加した地質試験費について、環境保全 （仮囲い）材料の現場内運搬費を間接調査 費に計上すべきところ、これを計上しな か

		ったため、変更後の設計額（129,632,400円）が10,800円過小であった。その結果、変更後の契約額（124,445,160円）が10,800円過小であった。
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和2年4月14日（令和2年3月4日から同月6日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、平成30年度道路災害防除工事（県単）平成30年度道路補修工事（県単）令和元年度道路災害防除工事（県単）合併の変更設計額の積算に当たり、作業土工の土砂等運搬について、仮置きした土砂を現場に埋め戻すための運搬車両への積込み費用及び仮置場から現場までの運搬費用を計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額（114,114,800円）が121,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（101,540,510円）が107,800円過小であった。[特記前出]
神奈川県県西土木事務所	令和2年4月23日（令和2年3月11日から同月13日まで職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、行政資料の写しの交付費用として領収した現金3件、220円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。 2 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託契約（契約額5,913,468円）に係る委託対象自動車を廃車したにもかかわらず、3月以上経過してから契約の変更を行っていた。
神奈川県県西土木事務所小田原土木センター	令和2年4月23日（令和2年3月17日から同月19日まで職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、土地有償貸付契約に基づく賃貸料に係る違約金1件、1,222円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 工事事務において、平成30年度道路改良工事（ゼロ県債）その2の変更設計額の積算に当たり、法枠工のラス張工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（110,880,000円）が506,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（99,751,966円）が455,400円過大であ

		った。[特記前出]
神奈川県横浜川崎治水事務所	令和2年8月24日（令和2年5月11日及び同月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、平成31年度河川修繕工事（県単）133-2除草委託ほか4件（契約額計134,466,200円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までにを行うべきところ、令和2年3月25日、同月26日及び同月30日に行っていた。[特記前出]</p> <p>2 物品管理事務において、指定管理者から返納された芝刈機ほか4点（帳簿価額計519,800円）について、神奈川県財務規則に基づく出納の通知及び備品台帳への返納の記録を行っていなかった。</p>

コ 企業庁（9か所、17件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
財務部会計課	令和2年7月22日（令和2年5月20日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、水道管布設工事現場管理等業務委託契約（契約額190,609,200円）に係る平成31年4月分の支払額14,116,521円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息8,300円を支払っていた。[特記前出]</p> <p>2 会計事務処理において、引上げ前の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に基づき年間分を支払っていた日本放送協会受信料について、令和元年10月からの消費税等の税率引上げに伴う支払総額の改定はなかったものの、下半期分（令和元年10月から令和2年3月まで）の税抜金額と消費税等の内訳が変更になったため、科目間における金額の更正を行っていたが、その際、財務会計システムの入力額を誤ったため、消費税仮払金の金額が6,638円過小であり、共通管理費雑費の金額が同額過大となっていた。</p>

水道部水道施設課	令和2年7月22日（令和2年5月22日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、水道管布設工事現場管理等業務委託契約（契約額190,609,200円）に係る平成31年4月分の支払額14,116,521円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息8,300円を支払っていた。[特記前出]
利水電気部発電課	令和2年7月22日（令和2年5月13日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和元年6月分のNTT回線費用22,680円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息261円を支払っていた。 2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 企発第902号早戸川上流地点発電計画測量調査業務委託の設計額の積算に当たり、間接測量費の諸経費について、当初設計に引き続き、変更設計においても、直接測量費から成果検定費を控除した額に諸経費率を乗ずべきところ、これを控除しないまま諸経費率を乗じていたため、変更後の設計額（10,571,000円）が22,000円過大であった。 (2) 企発第903号早戸川上流地点発電計画地質調査業務委託の設計額の積算に当たり、解析等調査業務に係る電子成果品作成費について、同業務の設計単価に含まれているにもかかわらず、当初設計に引き続き、変更設計においても誤って別途計上していたため、変更後の設計額（10,043,000円）が143,000円過大であった。

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原南水道営業所	令和2年6月18日（令和2年4月27日及び同月28日職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、企相南第7号北相送水管（中津支管）切回工事地質調査業務委託（道路改良）（ゼロ県債）の設計額の積算に当たり、解析等調査業務に係る電子成

		果品作成費について、同業務の設計単価に含まれているにもかかわらず、当初設計に引き続き、変更設計においても誤って別途計上していたため、変更後の設計額（7,581,600円）が108,000円過大であった。
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	令和2年3月19日（令和2年2月13日及び同月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、令和元年9月分の消防設備保守点検委託料194,940円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。このため、遅延利息700円を支払わなければならないにもかかわらず、これを支払っていなかった。また、逗子市における配水管改良工事に係る路面復旧監督雑費1件、21,160円について、納付期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、消防設備保守点検委託契約（契約額456,840円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同月24日に行っていた。また、変更契約を同日に締結していたにもかかわらず、契約書においては同月1日で契約を締結したとしていた。</p> <p>3 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 企鎌第9号鎌倉市西鎌倉1丁目4番付近配水管改良工事（概数設計）の変更設計額の積算に当たり、舗装撤去工の建設廃材処理について、撤去した既設のインターロッキングブロックの処分費用を計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額（76,439,000円）が33,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（69,505,700円）が30,800円過小であった。</p> <p>(2) 企鎌第16号鎌倉市山崎1220番地付近配水管改良工事（概数設計）の施工に</p>

		<p>当たり、鎌倉市内での水道管の埋設工事について、道路占用許可決定通知書に記載の工事期間内での工事完了が困難となったにもかかわらず、道路法及び鎌倉市道路占用規則に反し、道路占用の変更許可申請手続を行わないまま許可期間を超えて工事を行っていた。</p>
神奈川県企業庁藤沢水道営業所〔既報告〕	令和2年4月15日（令和2年1月28日及び同月29日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>工事事務において、企藤第23号藤沢市本鵜沼2丁目13番付近配水管改良工事測量業務委託の設計額の積算に当たり、路線測量について、設計数量を誤って積算するなどしていたため、設計額（3,157,000円）が55,000円過大であった。</p>
神奈川県企業庁厚木水道営業所	令和2年2月20日及び同年9月14日（令和2年1月16日及び同月17日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 凶面保管庫1台ほか4件（計5件、帳簿価格計72,670円）が所在不明であった。</li> <li>2 いせはら市民活動サポートセンター設置等に係る行政資産の貸付契約に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反した端数処理を行ったため、貸付料の算定を誤って貸し付けているものがあった。これにより貸付料等3件、11,410円を過大に徴収していた。 <p>（要改善事項）</p> <p>「厚木水道営業所伊勢原分館の機械警備業務委託に関する件」（前記3(1)ア参照）</p> </li></ol>
神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所〔既報告〕	令和2年2月6日（令和2年2月5日及び同月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、平成31年3月分の相模川水系ダム管理事務所管内電気通信及びダム水路施設巡回点検業務委託料1,947,510円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息6,700円を支払っていた。</p> <p>[特記前出]</p>
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	令和2年6月10日（令和2年4月16日及	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料1件、2,996円について、調</p>



	び同月17日職員調査)	定が3月を超えて遅れていた。
--	-------------	----------------

サ 教育委員会 (37 か所、47 件)

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和2年7月30日(令和2年6月2日職員調査)	(不適切事項) 事務事業の執行において、教育行政推進事業等に係る講師謝礼等の支払に当たり、口座振込申出書を債権者(12名)から徴取する際、当該申出書に不要な個人情報(生年月日)を記載させていた。
行政部財務課	令和2年7月30日(令和2年6月4日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、教育施設等保全管理業務委託(高等学校)契約(契約額777,792,033円)の執行に係る令和元年8月分及び同年9月分(支出額計322,630,020円)の支出命令並びに、県立学校トイレ環境整備業務委託(県北地区)契約(契約額511,438,680円)の執行に係る同月分(支出額75,753,000円)の支出命令について、神奈川県財務規則の規定に反し、それぞれ経理担当課長決裁とすべきところ、副課長の専決として処理していた。 [特記前出]
指導部保健体育課	令和2年7月30日(令和2年6月9日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、全国学校体育研究大会参加費(1件、5,000円)について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。 2 契約事務において、国から委託を受けたがん教育総合支援事業(委託費799,568円、委託期間:令和元年6月5日から令和2年2月28日まで)の履行に当たり、DVD作成業務を委託期間内に完了させていなかった。その結果、当該業務に係る経費254,100円が委託費の支払対象と認められず、本来、委託費で賄うこととしていた上記の経費を県費で負担していた。[特記前出]

生涯学習部文化遺産課	令和2年7月30日（令和2年6月19日職員調査）	(要改善事項) 「文化遺産課収蔵センターの機械警備業務委託に関する件」（前記3(1)イ参照）
------------	--------------------------	---

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所	令和2年6月1日（令和2年2月13日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、道徳教育研修会における外部講師への謝礼金（1名分30,000円）の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、複写サービスの単価契約2件（本所分0.77円/枚及び横須賀駐在事務所分1.133円/枚）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月14日に行っていた。 また、当該変更契約に係る契約締結同様の決裁日が令和元年11月15日であったにもかかわらず、契約日を同月14日に遡っていた。
神奈川県立川崎図書館	令和2年3月9日及び同年9月14日（令和2年2月6日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、令和元年5月分の電気料金（80,553円）について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息97円を支払っていた。 2 平成30年度に整備した公衆無線LANについて、その導入に当たり情報セキュリティ対策の検討が不十分であったため再整備が必要となり、令和元年度にこれを廃止し、新たな公衆無線LANを整備した結果、当初から現在の公衆無線LANを整備した場合には生ずることのなかった当初の機器設置に係る工事代25,920円及び公衆無線LAN解約金268,272円を支出していた。[特記前出]
神奈川県立金沢文庫	令和2年3月19日及び同年6月16日（令	(要改善事項) 「特別展の開催に際して出版・販売する図録の作成遅延に関する件」（前記3(1)

	和 2 年 2 月 14 日職員調査)	ウ参照)
神奈川県立近代美術館	令和 2 年 9 月 7 日 (令和 2 年 1 月 21 日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、鎌倉別館カフェ厨房電気メーター配線等加工費129,093円の執行に当たり、「(節) 需用費」とすべきところ、「(節) 役務費」で執行していた。 2 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料 1 件、71,779円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。 3 契約事務において、鎌倉別館カフェ厨房電気メーター配線等加工業務契約 (契約額129,093円) の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
神奈川県立総合教育センター [既報告]	令和 2 年 2 月 14 日 (令和元年12月23日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料12件、29,736円が徴収不足であつた。[特記前出]
神奈川県立歴史博物館	令和 2 年 4 月 17 日及び同年 9 月 17 日 (令和 2 年 3 月 3 日職員調査)	(要改善事項) 「文化遺産課収蔵センターの機械警備業務委託に関する件」 (前記 3(1)イ参照)
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和 2 年 8 月 17 日 (令和 2 年 5 月 19 日及び同月 20 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、総合案内業務委託契約 (契約額25,929,640円) について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同月3日に行っていた。[特記前出]

神奈川県立鶴見総合高等学校	令和2年9月15日（令和2年5月20日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 平成23年度以前の全日制授業料の収入未済24件、697,400円について、督促の状況などを記録しておらず、債権の管理が適切に行われていなかった。 2 全日制授業料の収入未済2件、79,200円について、平成30年度に時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていない。[特記前出]
神奈川県立横浜立野高等学校	令和2年7月27日（令和2年5月13日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得したハンドボールゴール（税込価格156,200円）、エバーマット（税込価格145,750円）及びプロジェクターカート（税込価格53,900円）について、神奈川県財務規則に定める物品の出納に係る手続きを行っていない。
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	令和2年8月26日（令和2年5月13日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約額1,540,540円）について、消費税及び地方消費税の引上げに伴う貸付料の増額分1件、14,133円の調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立川崎工科高等学校	令和2年9月3日（令和2年5月20日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、全日制授業料の収入未済43件、1,393,055円について、平成27年度から平成29年度にかけて時効により債権が消滅していたにもかかわらず、不納欠損処分を行っていない。[特記前出]
神奈川県立生田東高等学校	令和2年8月17日（令和2年5月21日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、10年以上前に取得した照明灯3基（台帳価格計489,600円）について、当初の登録を失念したことが判明したため、令和元年度に新規登録を行っており、工作物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。[特記前出]
神奈川県立麻生総合高等学校	令和2年8月20日（令和2	（不適切事項） 契約事務において、機械警備業務委託契

	年 5 月 20 日 職員調査)	約 (契約期間：令和元年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで) の指名競争入札に当たり、入札者が 1 者のみであり入札が不成立となったため、新たな競争入札を行うべきところ、令和元年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 3 か月間の契約 (契約額：53,460 円) と同年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの契約 (契約総額：1,452,000 円) に分割し、前者について予定価格が 50 万円未満であることを理由として一者随意契約を締結していた。
神奈川県立弥栄高等学校 [既報告]	令和 2 年 3 月 30 日 (令和 2 年 1 月 15 日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、水質検査業務の委託契約 (契約額 23,760 円) について、受託者ではなく、受託者が再委託した者が発行した検査結果報告書に基づいて履行確認を行っていた。
神奈川県立横須賀大津高等学校	令和 2 年 9 月 15 日 (令和 2 年 5 月 19 日 職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、授業料に充当すべき就学支援金 3 件、29,700 円について、充当手続が授業料徴収事務の手引に定める充当すべき期限から 3 月を超えて遅れていた。 2 支出事務において、平成 30 年度下半期複写機用再生紙購入契約 (単価契約、支出額 648,623 円) に係る平成 31 年 3 月分の支払額 134,848 円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 100 円を支払っていた。
神奈川県立横須賀工業高等学校	令和 2 年 9 月 7 日 (令和 2 年 5 月 19 日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、共架柱 7 本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置時から 10 年以上経過した平成 31 年 3 月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額 151,555 円のうち 32,596 円について、事業者の消滅時効援用により、徴収できなかった。
神奈川県立高浜高等学校	令和 2 年 6 月 23 日 (令和 2 年 1 月 17 日 職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、処分不服がある場

	員調査)	合に審査請求できる期間等を誤って教示していたものが4件あった。[特記前出]
神奈川県立藤沢清流高等学校	令和2年6月2日及び同年8月14日(令和2年3月19日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、創立10周年記念事業実行委員会からの寄附金を財源とした体育館用プロジェクターほかの購入(1件、1,562,965円)に当たり、自ら見積合せを実施し業者を選定すべきところ、これを行わず、実行委員会が見積合せを行い選定した業者と一者随意契約を締結していた。
神奈川県立小田原高等学校	令和2年8月7日(令和2年5月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、放送設備機器の購入(1件、202,400円)に当たり、見積合せを実施すべきところ、これを行わず、一者随意契約を締結していた。
神奈川県立西湘高等学校	令和2年8月24日(令和2年5月18日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、私費(学年費)288名分288,000円を誤って過大に徴収したため、その返還に当たり、本来支払う必要のない口座振込手数料287件、162,000円を県費により支払っていた。[特記前出]
神奈川県立三浦初声高等学校	令和2年9月1日(令和2年5月19日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 1 機械警備業務委託契約2件(契約期間:いずれも平成31年4月1日から令和6年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していたものが1件(契約額988,200円)、見積合せを行わず一者随意契約を締結していたものが1件(契約額2,127,934円)あった。 2 電話装置のリース契約(契約額11,520円)について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。
神奈川県立厚木北高等学校 [既報告]	令和2年5月8日(令和2年3月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これ

		により、令和元年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であった。
神奈川県立大和南高等学校	令和2年4月9日（令和2年3月9日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、空調機の賃貸借契約（契約額150,420円、契約期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が平成31年4月8日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
神奈川県立座間高等学校 [既報告]	令和2年3月30日（令和2年1月16日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線及び街路灯が共架されているものがあった。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料2件、4,956円が徴収不足であった。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和2年7月9日（令和2年4月9日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、自動洗濯機の収集運搬・リサイクル料5,280円の執行に当たり、収集運搬料（2,750円）については「（節）役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「（節）委託料」で執行していた。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和元年度の共架柱に係る使用料10件、24,780円が徴収不足であった。[特記前出]
神奈川県立大井高等学校 [既報告]	令和2年1月17日（令和元年12月2日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、学校機械警備委託契約（契約総額1,857,612円、契約期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までにを行うべきところ、同年11月7日に行っていた。
神奈川県立平塚盲学校	令和2年5月21日（令和2年2月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約総額788,400円、契約期間：平成

	員調査)	31年4月1日から令和3年3月31日まで)の締結に当たり、長期継続契約であることから、財政課長通知に基づき競争入札により契約者を決定すべきところ、見積合せを行い随意契約を締結していた。
神奈川県立平塚ろう学校	令和2年9月14日(令和2年5月18日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、手当の支給対象とならない教育職給料表4級の者を支給対象者であると誤認したため、1件、12,000円を過大に支給していた。
神奈川県立みどり養護学校	令和2年7月31日(令和2年5月21日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成31年度実践的防災訓練(宿泊訓練)の実施に伴いレンタルした布団一式の賃借料1件、42,768円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、300円を支払っていた。
神奈川県立瀬谷養護学校	令和2年9月15日(令和2年5月14日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、消防設備点検費用332,606円の執行に当たり、全額を「(節) 役務費」とすべきところ、粉末消火器詰替料金26,160円を「(節) 需用費」で執行していた。 2 契約事務において、平成30年度一般廃棄物収集運搬業務委託契約(単価契約、契約期間:平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に基づく業務である平成31年3月29日収集運搬分3,132円について、受託者から提出された同月分の検量報告に含まれていなかったことを看過し、履行確認をしないまま会計年度が終了したため、同契約に基づき支払うことができず、同一業者に発注した平成31年度の委託契約(単価契約、契約期間:平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に基づき支払っていた。
神奈川県立三ツ境養護学校 [既報告]	令和2年4月23日(令和2年2月28日職	(不適切事項) 財産管理事務において、下水道管きよの耐震化工事に伴う土質調査実施に係る教育



	員調査)	財産の目的外使用許可に当たり、当該調査は地方公営企業が行うものであるため、教育財産の目的外使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和元年度の使用料1件、4,330円が徴収不足であった。
神奈川県立高津養護学校	令和2年9月2日（令和2年5月21日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当264件、847,200円の支給に当たり、学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に反し、特殊勤務手当実績整理簿を作成していなかった。[特記前出]
神奈川県立秦野養護学校	令和2年9月14日（令和2年5月18日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、秦野養護学校空調設備保守管理業務委託契約（契約額4,277,000円）の入札に当たり、最低制限価格制度を適用すべき業務であったにもかかわらず、最低制限価格を設けていなかった。 また、入札参加資格要件のうち地域要件について、機種選定会議で決定したものと異なる内容で入札を行い、受託者を決定していた。

シ 収用委員会事務局（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
収用委員会事務局	令和2年9月1日（令和2年8月4日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、複写サービスの単価契約（複写サービス2,838円/枚、付加機能料金6,600円/月）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同月11日に行っていた。

ス 公安委員会（5か所、5件）

(7) 本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
---------	-------	--------------

総務部総務課	令和2年8月7日（令和2年6月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、逓送業務委託契約（長期継続契約、契約総額63,032,112円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月8日に行っていた。[特記前出]
交通部交通指導課	令和2年8月7日（令和2年6月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、連続帳票用高速裁断機の賃貸借及び保守契約（契約額228,935円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同月21日に行っていた。
交通部運転免許本部運転免許課	令和2年8月7日（令和2年6月26日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、警察署用小型運転免許証作成機の賃貸借及び保守契約（契約額20,078,846円）について、総務局財政課長・会計局指導課長連名通知に基づき消費税及び地方消費税率の引上げに伴う増額分に関する契約金額の変更を令和元年10月1日までに行うべきところ、同年11月7日に行っていた。[特記前出]

(4) 出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚警察署	令和2年9月4日（令和2年5月18日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、幹部公舎で備品として使用していたテレビ1台（帳簿価額88,200円）について、不用決定を行わないまま処分していた。
神奈川県海老名警察署	令和2年9月4日（令和2年5月18日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和元年11月分のさがみ野駅前交番の電気料金11,093円の支払に当たり、支出手続を失念したため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息57円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局 (12 か所)

(7) 本庁機関 (8 か所)

知事室、ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室、SDGs 推進課、政策部土地水資源対策課、政策部NPO協働推進課、政策部政策法務課、自治振興部広域連携課、基地対策部基地対策課

(4) 出先機関 (2 か所)

神奈川県東京事務所、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

[以下既報告] (2 か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局 (20 か所)

(7) 本庁機関 (10 か所)

総務室、組織人材部人事課、組織人材部行政管理課、組織人材部職員厚生課、財政部財政課、財政部税制企画課、財政部税務指導課、ICT推進部情報システム課、ICT推進部ICT・データ戦略課、財産経営部施設整備課

(4) 出先機関 (6 か所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県小田原県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告] (4 か所)

神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所

ウ 暮らし安全防災局 (6 か所)

(7) 本庁機関 (4 か所)

防災部災害対策課、防災部消防保安課、くらし安全部くらし安全交通課、くらし安全部消費生活課

(4) 出先機関 (2 か所)

神奈川県温泉地学研究所、神奈川県消防学校

エ 国際文化観光局 (6 か所)

(7) 本庁機関 (4 か所)

総務室、国際課、観光部観光企画課、観光部国際観光課

(4) 出先機関 (1 か所)

神奈川県立国際言語文化アカデミア

[以下既報告] (1 か所)

神奈川県パスポートセンター

オ スポーツ局 (6 か所)

(7) 本庁機関 (5 か所)

総務室、スポーツ課、ねんりんピック課、オリンピック・パラリンピック課、

セーリング課

(4) 出先機関（0か所）

[以下既報告]（1か所）

神奈川県立スポーツセンター（令和2年4月1日神奈川県立体育センターを改称）

カ 環境農政局（22か所）

(7) 本庁機関（9か所）

環境部環境計画課、環境部大気水質課、環境部資源循環推進課、緑政部自然環境保全課、緑政部水源環境保全課、緑政部森林再生課、農政部農政課、農政部農地課、農政部畜産課

(4) 出先機関（9か所）

神奈川県農業技術センター、神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県畜産技術センター、神奈川県中央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県水産技術センター相模湾試験場、神奈川県西部漁港事務所

[以下既報告]（4か所）

神奈川県環境科学センター、神奈川県横浜川崎地区農政事務所、神奈川県立かながわ農業アカデミー、神奈川県東部漁港事務所

キ 福祉子どもみらい局（13か所）

(7) 本庁機関（7か所）

共生社会推進課、人権男女共同参画課、子どもみらい部青少年課、子どもみらい部私学振興課、福祉部地域福祉課、福祉部高齢福祉課、福祉部障害福祉課

(4) 出先機関（3か所）

神奈川県中央児童相談所、神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所、神奈川県小田原児童相談所

[以下既報告]（3か所）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談所、神奈川県平塚児童相談所

ク 健康医療局（13か所）

(7) 本庁機関（4か所）

県立病院課、保健医療部医療保険課、保健医療部がん・疾病対策課、生活衛生部生活衛生課

(4) 出先機関（6か所）

神奈川県衛生研究所、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター、神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校

[以下既報告]（3か所）

神奈川県小田原保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上セン

ター、神奈川県食肉衛生検査所

**ケ 産業労働局（10 か所）**

(7) **本庁機関（2 か所）**

産業部企業誘致・国際ビジネス課、中小企業部商業流通課

(4) **出先機関（3 か所）**

神奈川県計量検定所、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県立産業技術短期大学校

**[以下既報告]（5 か所）**

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所、神奈川県障害者職業能力開発校

**コ 県土整備局（27 か所）**

(7) **本庁機関（19 か所）**

事業管理部建設業課、事業管理部建設リサイクル課、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通企画課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河川課、河川下水道部下水道課、建築住宅部住宅計画課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(4) **出先機関（5 か所）**

神奈川県横須賀土木事務所、神奈川県厚木土木事務所、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、神奈川県三保ダム管理事務所

**[以下既報告]（3 か所）**

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所

**サ 会計局（3 か所）**

会計課、指導課、調達課

**シ 企業庁（19 か所）**

(7) **本庁機関（8 か所）**

総務室、財務部財務課、財務部財産管理課、財務部情報管理課、水道部経営課、水道部計画課、水道部浄水課、利水電気部利水課

(4) **出先機関（4 か所）**

神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場

**[以下既報告]（7 か所）**

神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水

道水質センター、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

## ス 議会局（4か所）

総務課、経理課、議事課、政策調査課

## セ 教育委員会（162か所）

### (7) 本庁機関（11か所）

行政部行政課、行政部教育施設課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、指導部高校教育課、支援部子ども教育支援課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課

### (4) 出先機関（131か所）

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立光陵高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立新羽高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立新栄高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立瀬谷高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立川崎北高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立生田高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立相模原高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立神奈川総合産業高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立横須賀高等学校、神奈川県立海洋科学高等学校、神奈川県立追浜高等学校、神奈川県立津久井浜高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立平塚商業高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立七里ガ浜高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢総合高

等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立逗子高等学校、神奈川県立逗葉高等学校、神奈川県立秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木商業高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和東高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立中央農業高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立綾瀬西高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立吉田島高等学校、神奈川県立愛川高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立横浜南養護学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立金沢養護学校、神奈川県立中原養護学校、神奈川県立麻生養護学校、神奈川県立津久井養護学校、神奈川県立相模原養護学校、神奈川県立武山養護学校、神奈川県立平塚養護学校、神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立鎌倉養護学校、神奈川県立藤沢養護学校、神奈川県立小田原養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立座間養護学校、神奈川県立相模原中央支援学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校、神奈川県立えびな支援学校

**【以下既報告】（20 か所）**

神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立磯子高等学校、神奈川県立氷取沢高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立瀬谷西高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立相模原青陵高等学校、神奈川県立大楠高等学校、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立平塚農業高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立厚木東高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立岩戸養護学校

**ソ 人事委員会事務局（2か所）**

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

**タ 監査事務局（2か所）**

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

**チ 労働委員会事務局（1か所）**

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

**ツ 選挙管理委員会（1か所）**

神奈川県選挙管理委員会

テ 神奈川海区漁業調整委員会（1か所）

神奈川海区漁業調整委員会事務局

ト 内水面漁場管理委員会（1か所）

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ナ 公安委員会（警察本部）（108か所）

(7) 本庁機関（56か所）

総務部広報県民課、総務部会計課、総務部施設課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部警務課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪捜査課、地域部地域総務課、地域部地域指導課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、警備部オリンピック・パラリンピック対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校

(4) 出先機関（36か所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県戸部警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県浦賀警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県鎌倉警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県相模原南警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

〔以下既報告〕（16か所）

神奈川県山手警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港南警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県栄警察署、神



奈川縣瀨谷警察署、神奈川縣宮前警察署、神奈川縣多摩警察署、神奈川縣茅ヶ崎警察署、神奈川縣平塚警察署、神奈川縣秦野警察署、神奈川縣伊勢原警察署、神奈川縣厚木警察署、神奈川縣相模原警察署